

(R4年度) PFI事業等への影響にかかる対応事例

事例1 調理従業員に欠員が生じ、配送に大幅な遅延が発生

事業形態：学校給食センター整備運営事業(BTO方式 / サービス購入型：維持管理運営期間)

問題事項	契約条項等	対応	備考
<p>学校給食センターにおいて、コロナ感染等の影響で調理従業員に欠員が生じ、調理及び配送時間に大幅な遅延が発生。</p>	<p>Ⅰ モニタリングの方法に関し、以下のとおり事業契約に規定。</p> <p>モニタリング概要：事業者の施設供用業務の遂行状況が業務サービス水準を満足していないか又は運営マニュアルに従っていないと判断したときは事業者に対して改善勧告し、是正されなければ履行未達のレベルに応じてペナルティポイントを加算し、サービス対価の減額措置を実施。</p>	<p>Ⅰ 調理従業員のコロナ感染及び濃厚接触による欠員と、従業員の計画休暇取得が重なった日に調理・配送時間の大幅な遅延が1回発生(30～40分の遅延)。</p> <p>Ⅰ モニタリングのルールに沿って遅延の事象を判定。今回の配送遅延により、児童・生徒が給食を食すことができなかったわけではないため、また事業契約がコロナのような状況を想定して作成されていないため、コロナを理由とした事案としてペナルティは付与しなかった。</p> <p>Ⅰ 給食センターは現場を止めないことが最優先事項のため、コロナ禍以前よりもかなり頻繁に、事業者の責任者には、感染者を出さないよう指導・注意等を行ってきた。</p>	<p>Ⅰ 今後も同様の事象が発生した場合のモニタリングによるペナルティ付与については、事業者と協議の上、付与の判断をすることが前提となる。</p>
<p>BCP及び感染対策の徹底不足。</p>	<p>Ⅰ BCPや感染対策について契約上明確な規定はなし。</p>	<p>Ⅰ に関連し、コロナ禍の非常時対応が不十分だったため、事業者のBCPの作成有無を確認したところ、事業者の代表企業のBCPを利用しているとのことであった。</p> <p>Ⅰ 当該BCPの内容と現場での対応を照らし、実施されていない部分を自治体が指摘しながら、非常時対応の改善を要求した。</p> <p>Ⅰ 感染対策における意識の低さ(従来の調理用の薄手のマスク利用、昼食時の会話等)が散見され、感染対策が徹底されていない状況を発見する度に自治体から事業者に注意。</p>	<p>Ⅰ コロナ禍で調理員の5分の1程度の欠員が出る日が頻繁にあったが、コロナ対策として不適切な対応を発見する度に、自治体から事業者に指導・注意等を行ってきたことで、給食を提供できないという状況を回避することができた。</p>

(R4年度) PFI事業等への影響にかかる対応事例

事例2 導入可能性調査におけるコロナ禍の需要増減を想定したVFM算定

事業形態 : 教育文化施設運営等事業(O方式 / 混合型:事業検討期間)

対応事項	検討の経緯・検討結果	備考
I コロナ禍の影響を踏まえた需要予測。	I アフターコロナとなる本事業期間の需要を設定するにあたり、基準となる事業初年度は、直近でコロナの感染者数が最も減少した時期の需要とした。以降の数年間にはコロナ後の需要回復に加え、事業者の営業活動による回復が期待されているが、事業者の営業努力だけでは十分に需要を喚起することは難しいため、固めの回復を見込んだ。	I 現在PFI事業として運営中の施設であるため、導入可能性調査では、施設における過去の実績を踏まえた検討が可能であった。 I アフターコロナにおける事業実施を見据えて、どの時期の需要実績を基準とし、そこからどの程度需要が回復するかの判断が論点となり、かつ困難だった。

(R4年度) PFI事業等への影響にかかる対応事例

事例3 with・afterコロナを踏まえて要求水準書を修正

事業形態 : 地域拠点複合施設整備等事業(BTO方式 / 混合型:事業者選定手続き)

対応事項	対応の経緯・対応結果	備考
<ul style="list-style-type: none">Ⅰ 住民が集まり交流することで地域の活性化に寄与することを目的とした施設であり、コロナ禍において施設の使われ方や今後の交流の方法などが問われた。Ⅱ コロナに関連する要求水準書の規定を住民からの意見などを踏まえ更新。	<ul style="list-style-type: none">Ⅰ コロナ禍で人が集まることが難しく、またオンライン化の普及に伴い、要求水準書(案)の公表後、住民や議員からアフターコロナ、withコロナにおける施設の使われ方や交流の仕方について意見や質問を受けた。Ⅱ 「新しい生活様式」が社会的に認知されたことを背景に、要求水準書(案)にコロナ対応を意識し「新しい生活様式」に対応した安全に交流できる事業とする旨を追記。Ⅲ 自治体は住民等の意見を踏まえ、感染症対策に設備の非接触化が有効と考え、要求水準書(案)に追記。	<ul style="list-style-type: none">Ⅰ ZEB Ready()に対応した施設とするために、空調設備では換気量を抑えて熱負荷を下げるのが有効であったが、コロナ対策としては換気が必要になる等、施設が求める性能とコロナ対策として必要となる性能が相反する部分を調整することに苦心した。

ZEB Ready : 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

(R4年度) PFI事業等への影響にかかる対応事例

事例4 施設休業に伴う収益減の補償及び施設利用時間の制限時の対応

事業形態：スポーツ施設整備運営事業(BTO方式 / 混合型:維持管理運営期間)

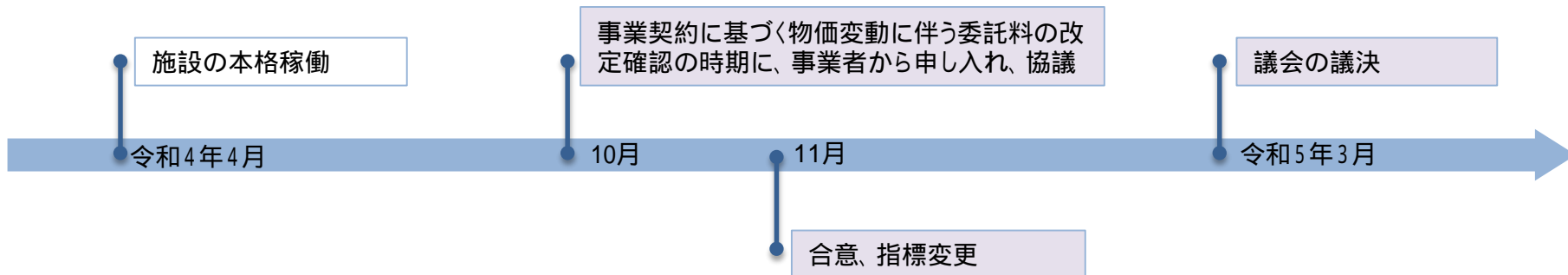
対応事項	基準・方針等	協議の経緯・協議結果	備考
施設の休業や利用者のキャンセル等で生じた収益減の補償	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治体内のスポーツ施設を一括管理している部署が補償について統一基準を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治体の統一基準を事業者の説明し、理解が得られたことから、事業者との間で当該基準に係る協定書を取り交わし、協定書に基づき補償した。補償対象は、自治体の統一基準に沿ったイベント中止に伴う逸失利益分、キャンセル料、感染症対策備品(パーティション、消毒液等)の購入費等で1年間が対象。 1 補償分の予算は、自治体内スポーツ施設の管轄部署が他のスポーツ施設の分と一緒にまとめて確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 本来、補償は利用者減少に伴う光熱水費の減少を考慮すべきと考えられるが、事業契約で、使用量の変動に伴う料金の改定は、別途規定する計算方式により算出することとなっていたため、今回の補償に際して光熱水費の減少分をそのまま反映する形で減額することができなかった。
利用時間の制限や事業の中止	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されると自治体として行政運営方針を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、自治体の行政運営方針に沿って対応。 1 事業者との間で覚書を取り交わし、自治体の行政運営方針に沿って利用時間の変更、中止対象のイベント等、制限や中止になる対象を規定。 1 覚書は、自治体の行政運営方針の変更の度に交わしてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 覚書締結には両者押印が必要で行政運営方針の変更の度に覚書も再度取り交わし双方にとって手間になるため、より簡易な方法にすることが考えられる。

(R4年度) PFI事業等への影響にかかる対応事例

事例5 物価変動に伴う対価改定の指標の見直し

事業形態 : ゴミ焼却施設運転管理事業 (長期包括委託 / 維持管理運営期間)

協議事項	契約条項等	協議の経緯・協議結果	備考
<ul style="list-style-type: none"> 物価変動に伴う対価改定に関し、光熱費の高騰が適切に反映されない指標の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業契約書において、市場の変動等により、委託料の改定に用いる指標が実態に整合しない場合は、協議を行う旨の規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託料の物価変動に基づく改定のタイミング(年1回)で、事業者から、事業契約であらかじめ定めてある変動費単価の指標(「消費税物価指数/財・サービス分類指数(全国)/サービス」(総務省統計局))では、光熱費の高騰分を適切に変動費に反映することができず、指標をもとに委託料を計算したのでは、実態に合わないとの事業者からの指摘。その後、事業者から事業契約の規定に基づき指標の見直しに向けた協議の申し入れがあった。 事業者から提示された新たな指標(消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道)(日本銀行調査統計局))について、自治体が光熱費の実績や実勢等を踏まえて検証した結果、適正と判断できたため新たな指標に変更した。 その後、指標見直し後の委託料の予算確保に関し、議会の議決を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業契約において物価変動に伴う委託料の改定を規定しておくことで、公共側と事業者側で不公平感のない対応が可能となったと認識。



(R4年度) PFI事業等への影響にかかる対応事例

事例6 光熱費の高騰に対する支援

事業形態：複数施設における維持管理運営事業(指定管理者:維持管理運営期間)

協議事項	契約条項等	協議の経緯・協議結果	備考
<p>1 物価変動に伴う光熱費高騰の対応。</p>	<p>1 協定の中のリスク分担表で物価変動リスクについては、指定管理者が負担するとの規定(但し、不測のリスクについては、市と指定管理者とが協議の上、分担を決定)。</p>	<p>1 前提として、物価変動については基本的に全て指定管理者がリスクを負担することになっていた。</p> <p>1 R4年初秋に、想定外の光熱費の高騰に伴い支援してほしいと指定管理者から自治体に申し出あり。リスク分担としては、全て指定管理者の負担となっていたが、自治体としては、高騰が著しいことから対応を検討。</p> <p>1 当初想定した光熱費の高騰の程度をはるかに上回るものであったことから、R4年4月の電気及びガスの実績値を基準に自治体が毎月の実績値(R4年4月～R5年3月、R4年12月～R5年3月は想定値)を計算し、上がった分を支援することにした。</p> <p>1 検討段階から財政課も巻き込み、財源が確保できることを確認の上、支援決定に至った。</p>	<p>1 無駄遣いによる上昇分を除くため、単価の上昇分のみを支援対象にした。</p> <p>1 当初は、リスク分担表の物価変動リスクとして対応していいのではないかとの話もあったが、実際に光熱費の高騰が著しいことから対応が必要と考え、早い段階から財政課と連携して対応できたことがよかった。</p> <p>1 財政課には早い段階から相談することや、予算措置だけでなく指定管理者との手続き等についても情報共有し共通認識のもとで進めたことが、円滑な支援実施につながった。</p> <p>1 光熱費高騰に対する支援は、何を根拠に、どのように支払うのかを明確にすることがポイント。</p>

指定管理者から協議の申し入れ

対応内容が固まる

補正予算の議会の議決

令和4年9月ころ

12月

令和5年3月

3月末

指定管理者に支払い